

御嵩町立伏見小学校運営協議会会則

(趣旨)

第1条 本会則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5及び御嵩町立小・中学校における学校運営協議会設置及び運営等に関する規則(教育委員会規則第6号)に(以下「規則」という。)に基づき、御嵩町教育委員会(以下、「教育委員会」という。)が学校運営協議会を設置する学校として指定した御嵩町立伏見小学校に設置される御嵩町立伏見小学校学校運営協議会(以下「協議会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(設置目的)

第2条 協議会は、保護者及び地域住民等(以下「地域住民等」という。)が御嵩町立伏見小学校(以下「学校」という。)の運営への参画の促進又は連携強化を進めることにより、学校と保護者及び地域住民等の相互の信頼を深め、一体となって学校運営の改善又は児童の健全育成に取り組むことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 学校教育目標及び学校経営方針に関すること。
 - (2) 教育課程の編成の基本方針に関すること。
 - (3) その他校長が特に必要と認める事項
- 2 協議会は、学校教育目標及び学校経営方針に基づき、地域の教育力を生かした支援のあり方について提言を行うことができる。

(意見の申出)

第4条 協議会は、学校の運営全般に関する事項について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる。

(委員の任命)

第5条 協議会は、規則に基づき、教育委員会が任命した委員で組織する。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者各1名の計7人程度で構成する。

- (1) 保護者
 - (2) 地域住民
 - (3) 学識経験者
 - (4) その他協議会が適当と認める者
- 3 校長は、委員を推薦することができる。
- 4 委員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項に規定する非常勤特別職の身分を有する。

(守秘義務等)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

2 前項に規定するもののほか、委員は次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員としてふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員の地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他、協議会及び設置校の運営に著しく支障をきたす行為を行うこと。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、任命の日から3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員の欠員により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、学校の指定期間が満了したとき、又は指定が取り消されたときは、委員は、その身分を失う。

(会長及び副会長)

第8条 協議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたとき、その職務を代理する。

(会議)

第9条 会長は、校長と協議の上協議会を招集する。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことはできない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認められるときは、関係者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、協議会が特別の事情により必要と認める事項にあっては、非公開とすることができる。

6 協議会は、会議録を作成し、保管するものとする。

(運営に関する評価及び情報提供)

第10条 協議会は学校の運営状況等について毎年度1回以上の評価を行うものとする。

2 協議会は、保護者又は地域住民等に対して、積極的に当該協議会の活動状況を公開する等、情報提供に努めなければならない。

(報告等)

第11条 協議会は、当該年度の活動状況を当該年度の末日までに教育委員会へ報告するものとし、必要に応じ指導及び助言を受けるものとする。

(運営等)

第12条 協議会は法令及び教育委員会が定める規則並びにその設置目的に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。

(庶務)

第13条 協議会の事務局は、学校に置く。

2 協議会の事務局の構成は、学校職員の代表並びにPTA本部役員代表とする。

(その他)

第14条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附則

この会則は、平成30年4月1日から施行する。